

平成 29 年度第 19 回神戸市教育委員会会議の結果

教第 91 号議案 神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、昨年 4 月より、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置が努力義務化されました。これを受け、神戸市においても、来年度からのモデル校における学校運営協議会の導入に向けて、神戸市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定する議案が提出され、可決しました。



本市では既に、平成 16 年度より学校評議員

制度が導入され、学校評議員の意見や助言により、学校運営の改善が図られたり、学校関係者の評価組織としての役割を担ったりしていました。

学校運営協議会制度は社会総がかりでの教育の実現を図るうえで、より学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、地域の特性をいかした学校づくりや課題解決に向けた取組を進めることが期待されます。

教第 94 号議案 神戸市指定有形文化財の指定、神戸市指定史跡名勝天然記念物の指定解除及び神戸市登録有形文化財の登録抹消に関する件

神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例により、文化財保護審議会の答申を受け、塩野家住宅（旧稲畑家住宅）を有形文化財として指定、鷲の森のケヤキの指定天然記念物の指定を解除、山中家住宅の登録有形文化財の登録を抹消することが提案され、可決しました。

報告事項 4 平成 29 年度神戸スクール・ミーティングの実施結果について

平成 29 年度神戸スクール・ミーティングの実施結果について報告がありました。

平成 29 年度のスクール・ミーティングでは、幼稚園 1 園・小学校 4 校・中学校 2 校・特別支援学校 1 校・工業高等専門学校 1 校の計 9 校園に訪問しました。教育長、教育委員、教育委員会事務局と学校の教職員、学校評議員、保護者、地域の方々との懇談を通して、各校園における成果と課題等の情報交換を行いました。

報告事項 8 高等学校における通級指導教室について

平成 30 年度から，高等学校で通級による指導が可能になるように制度化されることを受け，神戸市における高等学校の通級指導教室について報告がありました。

神戸市では昭和 41 年より通級指導を行ってきた経緯がありますが，高等学校での実施により，幼稚園から高等学校まで切れ目のない支援の場を提供できるようになります。

平成 30 年度の通級指導教室は，現在も，幼・小・中の通級指導が行われている竜が台教室（神戸市立竜が台小学校内）を拠点にします。平成 31 年度の本格実施に向けて，平成 30 年度は各高等学校の指導教室の整備や高等学校の教員に向けて研修を実施します。